

令和5年住宅・土地統計調査 匿名データの作成方針（案）

住宅・土地統計調査は、国内の住宅と居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を明らかにすることを目的に住宅等及びその居住世帯を対象に5年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

令和5年住宅・土地統計調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた住宅・土地統計調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

リサンプリング率	調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
約10%	約340万住戸	約34万住戸

3 匿名データの作成方法

作成方法については、本調査の調査票情報から匿名化処理基準に沿って必要な匿名化処理を行う。

なお、匿名データを作成する際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を検討する。

4 提供予定時期

令和9年3月（予定）